

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成31年2月6日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成25年8月29日、会社Aに雇用され、解体工として就労していた。
- 2 請求人は、平成27年3月16日、B所在のC工事現場で解体作業中、脚立から墜落して負傷した（以下「本件事故」という。）。請求人は、同日、D医療機関に救急搬送され、「右大腿骨多発骨折、右大腿骨骨幹部骨折、右大腿骨転子部骨折」と診断され、E医療機関を経て、F医療機関に転医し、「右大腿骨複合骨折（転子間、骨幹部）」等の傷病名で加療し、平成30年9月6日治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は労災保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付の額を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人が本件処分を不服として、同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が令和元年5月21日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 右足の神経症状について

請求人は、右足の股関節から爪先まで足全体に痛みと強いしびれがあり、まっすぐに歩行できないと述べるほか、足指に力が入らない、けいれんする、肛門周囲のしびれがあるなど、縷々主張するが、G医師は、平成30年11月8日付け診断書において「骨折部位の疼痛、立位保持で右膝痛、右臀部痛、下肢しびれ、右踵の痛み」と所見するにとどまり、H医師も、同年12月26日付け障害の程度において、「レントゲン上、骨ゆ合は完成しており、右大腿には常に疼痛が残っているが、通常労務は可能である。」旨意見しており、疼痛等感覚障害に関する特段の他覚的所見を認めないことから、決定書理由に説示するとおり、請求人が主張する疼痛等の神経症状については「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」(第14級の9)を超える障害に該当するものとは認められない。

なお、請求人は再審査請求において、I医療機関のJ医師、K医師の診断書及び筋電図検査報告書に依拠し、神経損傷があると言われた旨主張するが、各医師の診断書は初診時の主訴や現在の治療内容が記載されているのみで、筋電図検査結果については「ごく軽度のpolyneuropathy(多発性神経障害)所見を認めた」と所見されているにとどまることに照らし、上記判断を左右するものではない。

(2) 右下肢の機能障害について

請求人は右下肢における股関節及び膝関節のほか、同足関節についても機能障害がある旨を主張するが、その存在を客観的に証明し得る他覚的所見が認められる必要があるところ、G医師作成の診断書に記載されている関節の測定値は股関節と膝関節のみであり、右足関節に関する他覚的所見は認められない。したがって、残存障害の検討対象は右股関節及び同膝関節の機能障害であるというべきところ、それぞれの関節の可動域は、決定書理由に説示のとおり、健側の可動域角度の3/4以下に制限されておらず、障害等級には該当しない。

- (3) なお、請求人は監督署長の障害認定につき「主治医が診察しても痛みの原因が分からないのに、労基署の医師が1回の面談と1分くらいの診察をして、右足の角度を測っただけで判断できるわけがない。」と主張するが、平成30年12月26日のH医師による関節運動測定が誤っているような事情は認められず、請求人の主張は採用することができない。
- (4) 上記のとおり、本件災害により請求人に残存する障害は、決定書理由に説示のとおり、14級を超えるものではない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月13日